

第5回 旧北上川河口かわまちづくり検討会

(3)「第4回 旧北上川河口かわまちづくり検討会」で決めた
各施設の基本形状の整備内容について



国土交通省 北上川下流河川事務所



石 巻 市

「第4回 旧北上川河口かわまちづくり検討会」で決めた各施設の基本形状ルールに対する実際の整備内容・検討状況

(1) 階段

基本ルール

- ◎河川管理のための基本施設
- ◎歩行者のまち側からのアクセス性や避難防災機能を考慮して設置

【基本形状】

- バリアフリー等の基準に則した昇りやすい階段、ステップ高さ
- 階段の中央部に2段の手摺りを設置
- 滑らない材質の踏面
- 自転車押上用のスロープ
 - ・川裏（まち）側に設置…まち側からのアクセス性を高めるため
 - ・川表（かわ）側は非設置…テラス空間には積極的に自転車を誘導しない

【川表側階段】

【川裏側階段】

中央2丁目14・15番地区の施工状況



【整備方針】

- ◎上記の形状を基本に、個所ごとに応じた幅での階段を設置する
- ◎拠点となる箇所（例：住吉神社前、河川堤防と防災緑地1号（二線堤）との取付け部等）においては、その場に応じたデザイン（形状・材質等）を検討する

(2) 坂路

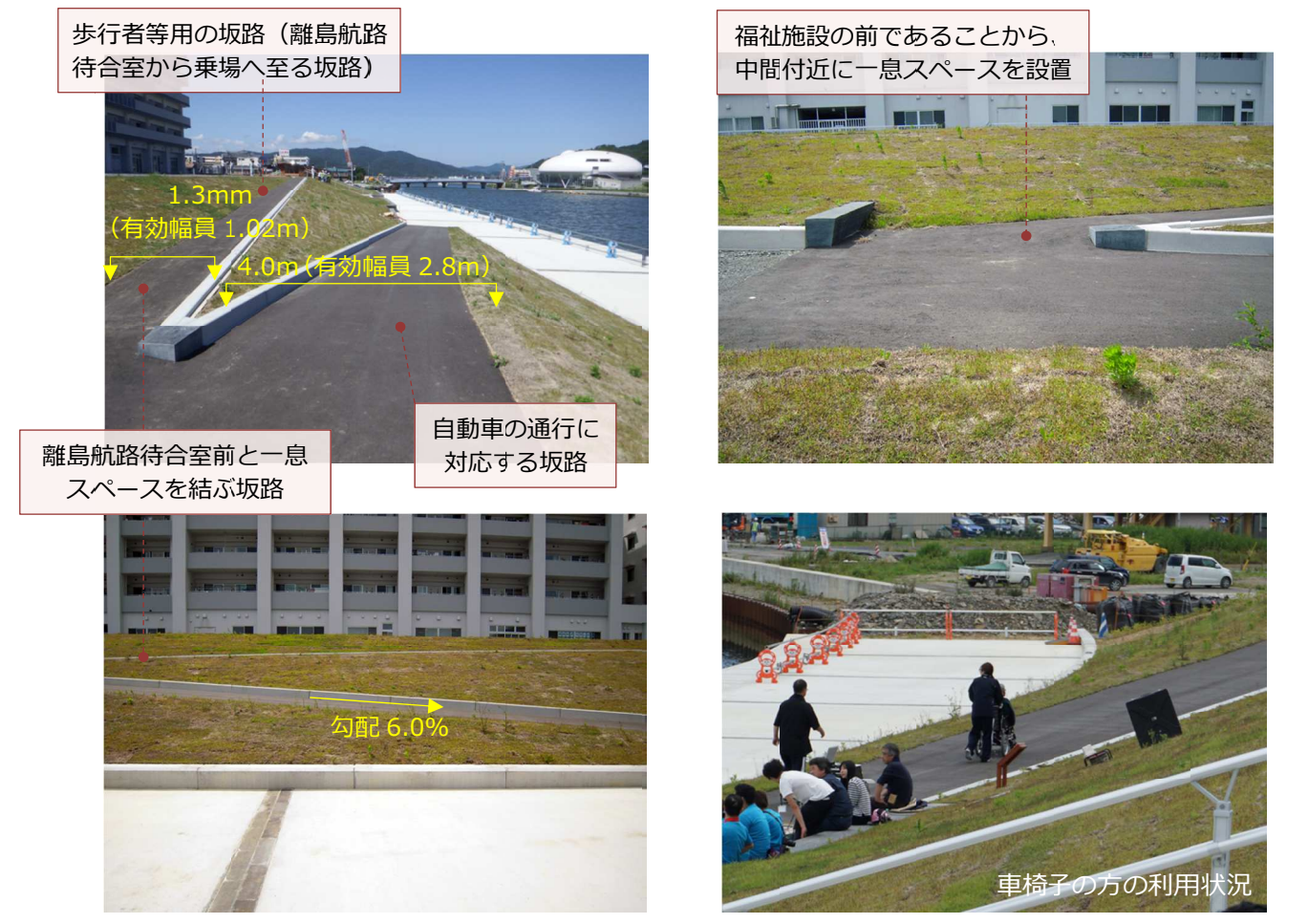
基本ルール

- ◎河川管理用車両の往来のための基本施設
- ◎車両や車椅子等のまち側からのアクセス性や、河川管理機能、避難防災機能を考慮して設置

【基本形状】

- 自動車（河川管理用車両）の通行に対応する坂路（幅4m以上）を基本とする
 - ※用地等の条件で設置が困難な場合には、歩行者等の利用を主とした坂路（幅2m程度）を設置
- 河川の設計基準に則した斜度（勾配6%以下）とする
- 堤防の法面と坂路の空間を分断してしまうため、手摺りは設置しない
- 福祉施設の前などの坂路には、中間付近に2m程度の水平部分（一息スペース）を設置する

中央2丁目14・15番地区の施工状況



【整備方針】

- ◎上記の形状を基本に、個所ごとに応じた幅・勾配での坂路を設置する
- ◎拠点となる箇所（例：住吉神社前、住吉小学校前等）においては、その場に応じたデザイン（形状・ディテール等）を検討する

(3) 親水施設 (かわど・水辺の階段等)

基本
ルール

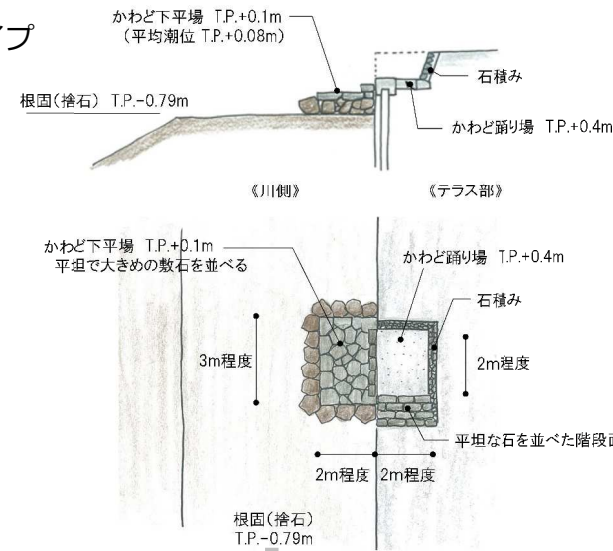
- ◎船からの荷揚げやカヌー等の水面利用等水辺に降りるための機能を確保する箇所、かつての「かわど」を復元する箇所等に、場所に応じた形状で設置する
- ◎まち側からのアクセス性や水面利用のしやすさ等を考慮し、坂路・階段等に近い箇所、広いテラス空間が確保できる箇所に設置

【基本形状】

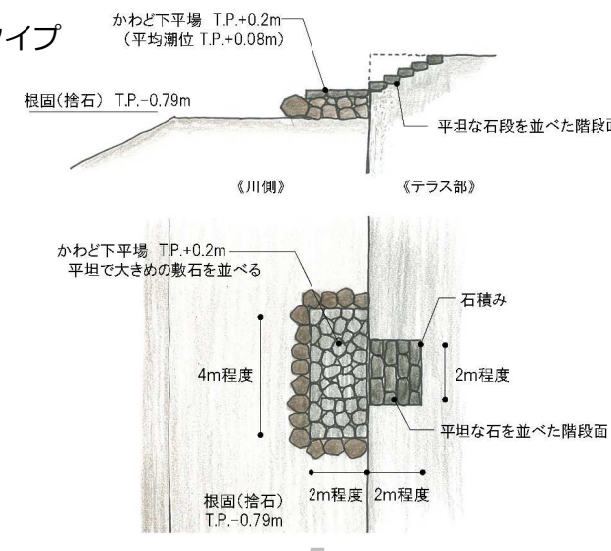
- かつての「かわど」の手造り的な雰囲気できるだけ残すよう、上面が比較的平坦な自然石（今回の河川工事で発生する護岸の石やかわどの石を活用）を用いて整備する
- かつての「かわど」の形状も参考に、以下に示すようないくつかの基本パターンを設定し、地区ごとの詳細検討を踏まえ、それぞれの場所・利用方法に応じた形状・配置等を検討する

第4回検討会
提示案

① 沿入りタイプ



② 直入りタイプ



③ 修景捨石を整形した階段



今回の検討会への提案

市民部会での話し合いの経緯も含め、以下のような考えのもと、見直しを提案する。

場所に応じた形状、アクセス性や水面利用のしやすさ等を考慮し提案する。

あえて整形しない捨石構造とする

整備目的

- 市民等の様々な利活用
- 川を活かした学びや活動
- 歴史的な位置づけを演出
- 昔ながらの石巻の風景等を偲ぶ 等

親水テラス
スタイル



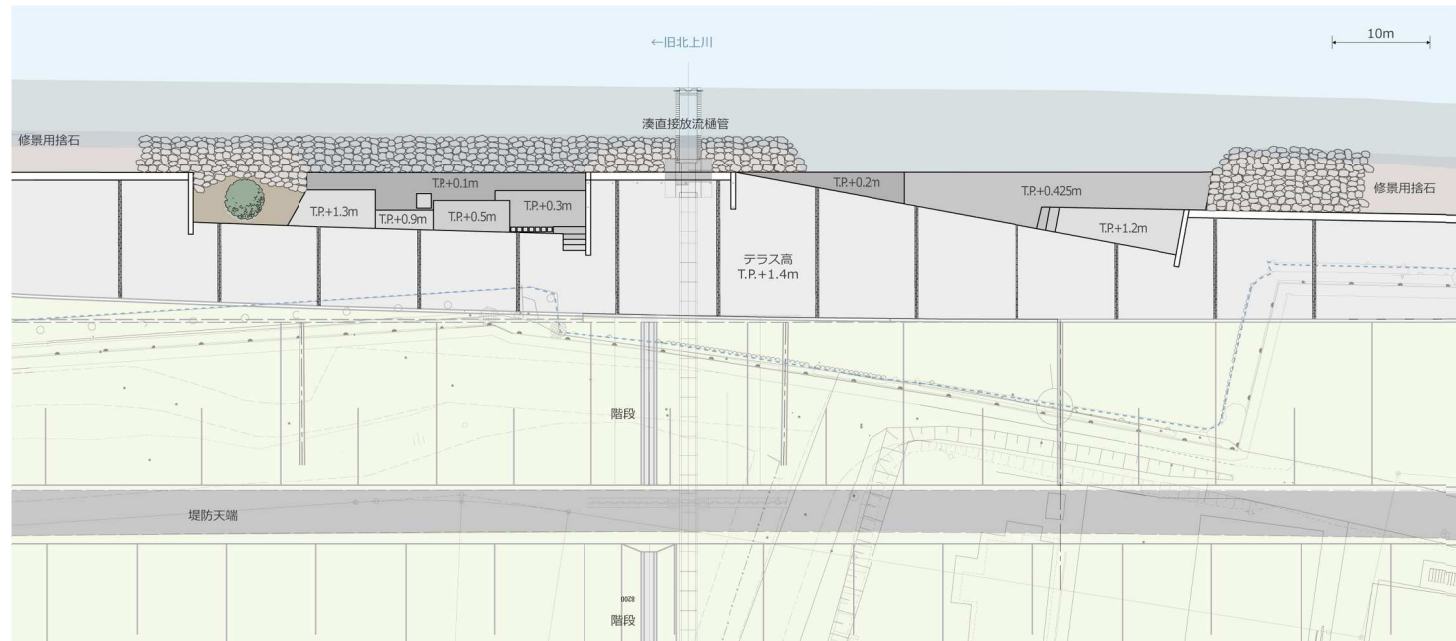
伝統的な
スタイル

整備
の
方向性

現代版の「新しいかわど」を整備

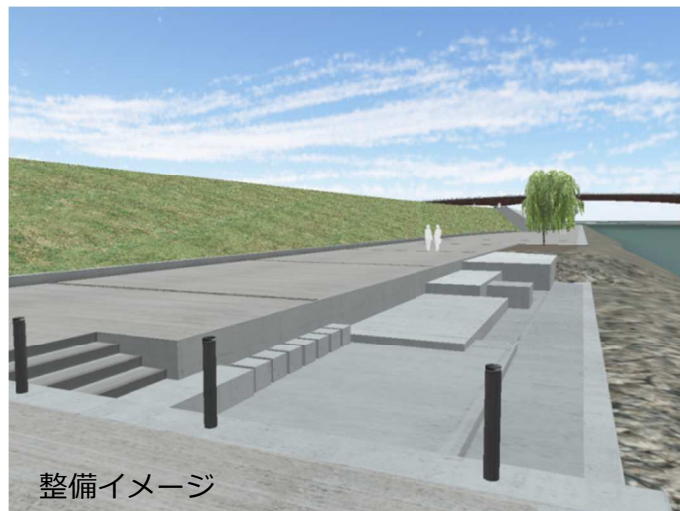
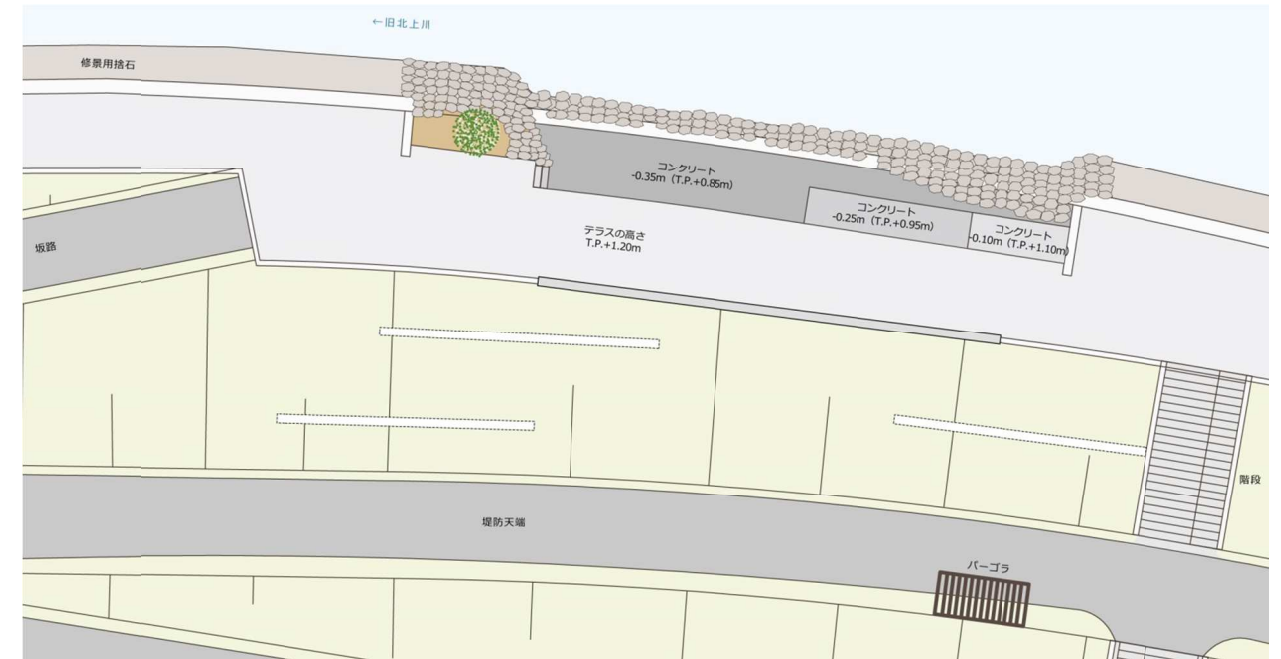
■ 湊西地区親水テラス

遊び・休憩など様々な利用を想定



■ 不動・八幡地区親水テラス③

孫兵衛船競争や、灯籠流し等の利活用を想定



■ 井内地区については、歴史的景観を踏まえて検討する。

(4) 堤防天端とテラス空間の舗装

基本ルール

- ◎多目的に利用される空間であること、管理用車両も通行することから、維持管理性等を考慮した舗装を基本とする

【基本形状】

- 堤防天端 ⇒ アスファルト舗装
- テラス空間 ⇒ コンクリート舗装
- 多目的に利用されるため、歩行者と自転車の空間を分ける対応は行わない

中央2丁目14・15番地区の施工状況

■テラス空間のコンクリート舗装



【整備方針】

- ◎堤防天端・テラス空間、それぞれアスファルト舗装、コンクリート舗装を基本とする
- ◎単調な空間とならないよう、一部アクセントを施すなどの検討を行う

(5) 四阿・ベンチ

基本ルール

- ◎良い眺めが望める場所や、地区の拠点として考えられるような場所に設置する
- ◎川側を眺めて佇むことができるよう、堤防天端の川側への設置を検討する
- ◎長い区間連続する天端空間の活用を考え、腰を下ろし休憩できるためのベンチを適宜配置する

【基本形状】

- 堤防の天端からさらに高さがある施設となるため、風景の中で浮き立たないよう、存在を主張し過ぎないシンプルなデザインのものを設置する

方針・形状について見直し

【四阿等の設置位置の変更】(第1回調整会議)

- ◎休憩している際に、後ろ側を人が通行すると心地よさが軽減するため、堤防天端の「まち側」への設置を基本とする
- ◎天端肩に設置する場合には「パーゴラ」、広場空間が確保できる場合には「四阿」を設置する
- ◎四阿・パーゴラは、風景の中で存在を主張しない、シンプルなデザインのものを設置する

パーゴラ内からの眺望のイメージ

(6) その他(照明、サイン・標識等)

基本ルール

- ◎天端空間の夜間の利活用を考え、適所に照明施設を設置する
- ◎天端を中心に、各種サイン類(防災避難用の誘導サインなど含)を設置する

【基本形状】

- どの場所においても違和感の少ない、ニュートラルな印象のシンプルなデザインのものとする

中央2丁目14・15番地区の施工状況



【整備方針】

- ◎照明
ハイポールタイプの照明についても、中央2丁目14・15番地区に設置したローポールタイプの照明と同様、シンプルなデザインの照明を設置する
- ◎サイン・標識等
プロムナード全体、まち側観光交流拠点と一体のものとし、案内内容、意匠、設置位置等をトータルで検討する